五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十七　略］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～五十七　同上］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十七　略］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～五十七　同上］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。